

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年9月19日（第11日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和6年平泉町議会定例会9月会議11日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、参与の石川農業委員会会長から欠席届が出されており、青木長男農業委員会会長職務代理者が代理出席しておりますので、報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理しましたので報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第2号及び日程第2、請願第3号を一括議題といたします。

請願第2号、給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願及び請願第3号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

請願審査を申し上げます。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号、2号、付託年月日、令和6年9月9日、件名、給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願。

審査の結果、採択すべきもの。

受理番号、3号、付託年月日、令和6年9月9日、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願。

審査の結果、採択すべきもの。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから請願第2号、給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願についての質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

請願第2号、給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願について、ただいま総務教民常任委員長の報告は採択すべきでした。

私は反対の立場で討論いたします。

給特法とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法のことです。日本における公立学校の教育、職員の給与や労働条件を定めた法律です。

教育職員には、原則的に時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給与の月額額の4%に相当する額を教職調整額として支給することが定められています。それは教育職員の仕事は自主性や創造性が必要とされ、その特殊性から精確のない仕事と呼ばれているからです。本来は待遇確保のために定められた法律が定額働かせ放題と言われるくらい、近年の教育職員の長時間労働が問題になっていました。

文部科学大臣の諮問機関である中教審では、2023年5月に給特法の改正を含めた教育職員の処遇見直しの議論が始まりました。当時の文科省から、質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、学校の働き方改革、教員の処遇改善、学校の指導、運営体制の充実の観点から、今後の教員政策の全体像を描くことが求められました。今年8月27日、中教審は公立学校の教員確保に向けた総合的な方策を文部科学省に答申しました。給特法を維持しながら教職調整額を10%以上に引き上げ、処遇改善や学級担任の手当加算や管理職の手当の増額、若手教員をサポートする新ポストを創設し、給与面で待遇、学級担任の負担軽減のため、小学校三、四年生にも教科担任制の拡大等を求めています。

これを受けて、文科省は2025年、通常国会で教職員給与特別措置法改正案を提出する方針です。教職員調整額は現状の3倍の13%に増額し、小学校の教科担任制拡大に伴い、教員を1,750人増員することで、教員1人当たりの授業時間削減につなげる見込みです。

働き方改革では、授業から次の始業まで休息時間を明確にする勤務時間インターバルを11時間を目安に導入することを推進しています。残業時間の目標数値を全教員が月45時間以内と明記し、将来的に月20時間程度を目指すとしています。

増加に続いている不登校に対応するため、生徒指導担当教員を全中学校に配置する必要性も指摘されており、教員を1,380人配置することを概算要求に盛り込むようです。

給特法は、廃止されません。教員の特殊な勤務で時間外勤務を正確に把握することは難しく、文科省では、教員を増員するなど業務削減を目指していることから、意見書の提出は必要ないものと考えます。

以上の理由で、総務教民常任委員長報告に反対をいたします。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

本請願に賛成の立場から討論いたします。

給特法については、先ほど反対討論者から説明が若干ありましたが、給料月額の4%を教職調整額として一律に支給するものであります。文科省の特別部会において、この教職調整額は10%以上の引上げをすることで決着をいたしました。しかしながら、教職調整額の増額が、果たして時間外勤務を抑制し長時間労働を是正するものとなり得るのでしょうか。

そもそも各教員によって時間外勤務の実情は当然ながら異なり、調整額増額による一律の支給は公平とは言い難いとも考えられます。私は、各教員の実情を勘案し、適正な時間外勤務手当を支給すること、すなわち給特法を廃止し、日本国憲法27条第2項に基づいた労働基準法の最低基準を遵守し、時間外勤務の上限規制と実情に応じた手当を支給することが必要であると考えております。こうした改革は、今よりも教職を魅力あるものとし、ひいては教員不足の現状を打破し、子供の学ぶ権利を守ることにつながるのではないのでしょうか。

以上のことから、本請願に賛成いたします。議員各位の賛同を求め、討論を終了します。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書採択の請願につきまして、本請願を採択することに反対の立場から討論に加わります。

請願内容の1つ、給特法の廃止及び適正な時間外勤務手当の支給を行うこと、2つに、文部科学省のできる業務削減を進めることとの請願内容に関し意見を述べます。

定額働かせ放題と言われてきた給与制度など、公立学校教員の処遇改善に向けた議論が中央教育審議会で検討されました。残業代の代わりに基本給の4%上乘せしている教職調整額の見直しが焦点であります。その結果、人材不足が深刻化している公立学校の教員の確保に向けた答申を盛山文部科学大臣に提出をされました。中教審答申のポイントとして、1つに、基本給4%相当の教職調整額を10%以上に引き上げる。答申では13%の引上げを求めています。2つに、若手教員をサポートする新ポストを創設し、給与面で優遇する。3つに、11時間を目安とする勤務時間インターバルも導入。4つに、残業は月45時間以内となることを目標とし、将来的には月20時間程度まで減らす。5つに、学級担任の負担軽減のため、小学校三、四年にも教科担任制を拡大するとの答申を提出しております。

振り返れば、昭和48年に政権の座に就いた田中角栄首相が、学校教育で一番大切なのは義務教育である、公立の小中学校にいい先生を集めるために給料を上げろと言い、その2年後の人材確保法が制定され、教員の給与は大幅にアップをいたしました。それに先立ち、教員給与特別措置法いわゆる給特法が定められました。残業代の代わりに基本給の4%を調整額として支給するというものであります。勤務時間の管理が難しいという教員の仕事の特殊性を考慮した待遇改善策でありました。

4%という数字は、当時約8時間だった残業時間から算出されたものであります。ところが、近年の推計では、残業時間が小学校教員で月約41時間、中学校教員で月約58時間にも達しております。教員の給与制度が定額働かせ放題とやゆされるゆえんであります。給特法の見直しとともに、長時間勤務の解消を実現するのが急務であります。

中教審の諮問では、給特法で支給しないと定めた時間外手当の検討も求められておりました。しかしながら、給特法で調整額が設けられた背景には、教員の勤務時間を管理する難しさ、それは現在も変わりなく、修学旅行の引率や自主的な授業研究など、正規の勤務時間の線引きが容易でないこと、また、一方、教員は一般労働者ではなく、国の未来を背負う子供を指導する聖職であり、お金もうけのために教員を目指したのではなく、残業代が支給される、されないにかかわらず休日や平日、自宅に持ち帰り仕事をしたり、児童に寄り添ったりしているのではないという教員の声も多であります。

給特法を廃止し、残業した時間の時間外手当を求める本請願は、教員を労働者として位置づ

けるだけのものであり、そのことだけが教員不足解消の道とは考えられません。中教審が答申した調整額13%案、今後、月の残業を20時間程度に減らすことが実現すれば待遇改善に寄与するのではないかと考えられますが、なお、今後も継続的に調整額の増額への見直しを行うべきであると考えます。

教員の世界は、寝食を忘れて子供と向き合う熱血教師がいる一方、授業も満足にできずさっさと帰る者もいます。こうした教員を手厚く処遇する必要はないのですが、職責に見合った待遇は、優秀な人材が力を発揮し、学校教育の質の向上につながるものと考え、必要であると思います。

公立小中高校、特別支援学校の教員は、全国で約100万人、1人1台のタブレット端末の更新や働き方改革に伴う教員定数増など、教育現場の課題が山積する中、給与増に充てられる予算にも限度があります。残業代の支給や調整額の割増しによって、国や自治体の財政負担が増えることが、結果として教員や支援スタッフの増員や部活動の地域移行などの働き方改革に充てられる可能性のあった予算が抑制されるリスクもあると言われます。

給与体系の見直しだけに拘泥せず、多面的なより広い視野で改革を議論すべきではないかと考えることから、中教審の答申中に一足飛びに教員給与特別措置法の廃止を求める本請願を採択することに反対するものであります。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

請願第2号に賛成の立場から討論いたします。

今年2月、教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現することを求めた署名18万人余が文部科学省に提出されました。部活動や校則などを取り上げてきた内田良名古屋大学教授、元文部科学事務次官の前川喜平、現代科学行政研究会代表、教育評論家の尾木直樹法政大学名誉教授などの教育研究者有志が呼びかけたものです。教員の53年前の法律、給特法の下、教員の残業時間は増え続け、長時間労働が常態化、病休者が増え、教員の成り手不足、学級担任も確保できない教員不足が深刻化していると言います。

2021年、学級人数を35人以下にする法律が成立した前日、参議院文教委員会で当時の萩生田文部科学大臣は、将来を担う子供たちへの投資は誰もが認めていただける、そういう価値観を日本の国会が持っていることが極めて大事だと思っていると述べました。さらに萩生田大臣は、子供たちの学び、子供たちにとって明るく楽しい学校にするために努力していきたいとも述べました。

NHKドラマ「虎に翼」の中で、猪爪寅子は、志半ばで諦めた友、そもそも学ぶことができなかった、その選択肢があることすら知らなかったご夫人方がいることを私は知っているのですからと語りました。学ぶことができなかった、学ぶという選択肢がなかった、知らなかった、だからこそ憲法第26条は、「全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひ

としく教育を受ける権利を有する」としたのです。権利を有するのは国民、国は合理的な教育制度と適切な教育の場を提供する義務を負うというものでした。その教育の場で、最前線で働いているのは教職員の皆さんです。憲法第25条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、憲法27条は、「すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」とされています。戦前の日本は、血と肉の輸出国と言われるほど世界各国から批判の対象となっていたと言います。その深刻な反省の上に27条あり、労働者が不利な状況にならないようにするという事です。生存権を保障した憲法第25条の規定にも対応しています。

請願第2号は、憲法の要請であり、よって採択すべきものです。委員各位の賛同を求めて、討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、総務教民常任委員長報告は採択すべきでしたが、私は反対の立場で討論いたします。

冤罪は、国家による究極の人権侵害であり、その救済と根絶は急務であります。今年3月11日に再審法改正を目指して、超党派のえん罪被害者のための再審法改正を早期実現する議員連盟が国会内で設立総会を開きました。有罪確定後の裁判のやり直しを定めた刑事訴訟法の再審関連規定の早期改正を目指しています。捜査機関の持つ証拠を利用できるようにするなどの手続の明確化や透明化を検討することになりました。立法府である国会の国会議員が動き出しま

した。静岡県でも、1966年に起きた一家四人殺人事件で、強盗殺人罪などで死刑が確定した袴田巖さんの再審公判が続いていることを受けて設立されました。呼びかけ人は与野党から130人です。

冤罪は、そもそも出しては決してありません。そのために、日本の司法制度は三審制度を取っています。しかし、再審制度を安易に認めてしまうと、我が国の三審制、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所という3回の裁判制度自体の信頼を失ってしまいます。最高裁判所で固まった刑は原則正しいと考える法的安定性があります。再審で救える制度に重きを置きながら、冤罪を生まない裁判制度を考えなければなりません。再審制度の改正に向けて国会議員の議員も超党派で結成されております。

以上の理由で、請願第3号に反対をいたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

請願第3号について、賛成の立場から討論します。

無実の人が処罰されることがあってはなりません。しかも死刑ともなれば命まで奪われてしまう、そんなことは絶対あってはならないことです。

刑事訴訟法にその誤りを正す再審請求の規定があります。しかし、再審請求審における具体的審議の在り方は、裁判所の裁量に委ねられています。警察や検察などの捜査機関が持っている証拠開示の基準や手続は明確ではありません。そのため、証拠を持っている検察側と持っていない弁護側では、再審査を求めようとしても格差が生じてしまいます。全ての証拠を開示することは、正しい判決をする上で必要不可欠です。

また、再審開始決定がされても、検察官の不服申立てによって冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。裁判官が再審開始決定を出すということは、新たな証拠や新たな事実が判明するなど、過去の有罪判決に合理的な疑いが生じていることを示しています。検察は、新たな証拠や新たな事実を基にやり直し裁判の中で、改めて元被告人がやはり有罪であるという主張を立証すればよく、検察官の主張と元被告人あるいは弁護士の主張と改めて闘わせればよいのです。

冤罪事件である袴田事件は、昨年3月13日に最高裁判決は、衣類のほかに袴田を犯人と認定できる証拠はなく、確定判決の認定に合理的な疑いが生じていることは明らかとし、再審開始を決定をいたしました。袴田巖さんを半世紀以上犯人としてきたのは、5点の衣類です。しかし、再審を決めた裁判所は、この衣類は捜査機関によって捏造された可能性が高いと判断しました。東京高検は特別抗告を断念し、袴田さんの再審開始が確定しました。10月には静岡地裁で再審初公判が開かれ、今年5月に15回公判が開かれ、再審公判は結審しました。

袴田巖さんは、意思の疎通が難しい状態が続いており、姉の袴田ひで子さんが袴田巖さんの補佐人として15回にも及んだ再審の全ての審理に臨んできました。5月の最後に法廷に立った

ひで子さんは、袴田さんが逮捕された後、母親に宛てた手紙の内容を引用して読み上げました。「今朝方、母さんの夢を見ました。夢のように元気でおられたらうれしいですが、お母さん、遠からず真実を立証して帰りますからね。」と。その上で、ひで子さんは、「巖は47年7か月、投獄されておりました。釈放されて10年経ちますが、いまだ拘禁症の後遺症といいますか、妄想の世界におります。釈放後、多少は回復していると思いますが、心は癒えておりません。58年間闘ってまいりました。私も91歳、弟は88歳でございます。余命幾ばくもない人生かと思っておりますが、弟巖を人間らしく過ごさせていただきますようお願い申し上げます。」袴田事件の判決は今月26日に言い渡されます。無実の人が罪に問われてはなりません。

以上のことから、請願は採択すべきものであり、私たち議員、そして議会としての良心と正義が問われていると思います。

以上で、討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を採決することに反対の立場から討論に加わるものであります。

この請願は、令和4年6月会議においてまったく同様に出されたものであり、その当時から反対討論したものであります。そのときの討論の内容と重なる部分がありますが、これから意見を述べたいと思います。

判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の方法が再審請求であり、結果、無罪が確定した事例についても報道等により承知しているところであります。

しかしながら、今回の請願は、今まで多くの専門家が幾度となく協議を重ねても、なお結論に至らない大変難しい問題であると承知しております。もちろん冤罪をこの世からなくしたいという思いは請願者と一緒であります。その専門家の方々がいまだ結論を出せていない問題に、同情心や聞きかじったにわか知識だけで判断することは無責任であると考えます。法改正は、司法制度全体の在り方と密接に関連する問題であり、その是非の判断は、刑事訴訟法のみならず刑法そのものにも知見が必要であります。専門的な知見や検証する資料を持たない地方議会において審議すべき範囲を超えていると思われまます。

こうした請願については、安易な判断で採択することには慎重であるべきと考え、本請願を採択することには反対するものであります。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願に賛成の立

場で発言させていただきます。

本請願は、冤罪被害者の一刻も早い救済のために、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること、再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正することを求める意見書の提出を求めるものであります。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度です。冤罪被害者を救済する最終手続でもあります。これまでに冤罪で無実が確定した事件は、日弁連が支援したもので18件もあります。個人の尊厳を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。冤罪になると、無実の証明に一生をかけなければならないかあるいは一生かけても間に合わないのが実態です。

名張毒ぶどう酒事件の奥西さんは当時35歳、裁判の長期化によって無実を訴えながら89歳で亡くなりました。再審無実を勝ち取った人でも、判決を聞くことなく亡くなった方もいます。本人の人生がずたずたにされ、その家族まで犠牲になります。この冤罪の重大性を認識したならば、法改正をしなければなりません。

国会でも今年3月、えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟が国会議員134人で発足しました。6月には議員連盟は311人に達しました。議連の会長には、自民党の柴山昌彦衆議院議員、幹事長は立憲民主党の逢坂誠二衆議院議員、事務局長は自民党の井出庸生衆議院議員が就任しました。最高顧問には自民党副総裁、麻生太郎、顧問には公明党の前代表の山口那津男、立憲民主党、泉健太、日本維新の会、馬場伸幸、共産党、田村智子、国民民主党、玉木雄一郎、教育無償化を実現する会、前原誠司、社民党、福島瑞穂、れいわ新選組、大石あきこの各党首が名を連ねています。議員連盟は、今年6月17日、再審に関する法制化を超党派の議員連盟が法務大臣に要望書を提出しました。

国会では議論が始まっています。ぜひ皆さんが賛成していただくことを呼びかけまして、私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第3、認定第1号から日程第9、認定第7号までの令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

この認定案件7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

11番、決算審査特別委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、報告申し上げます。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

決算審査特別委員会委員長、升沢博子。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和5年度平泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第7号、令和5年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和5年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

1、町税については、収納率の向上を図り、納税者に向き合った対応と正確な実務に努められたい。

2、若い世代の定住促進のため、子育て施策とともに住環境の充実にも取り組まれたい。

3、指定管理や委託事業及び交付事業に当たっては、その成果と課題を検証し、関係者の意見も聞き、積極的な成果に結びつくよう取り組まれたい。

4、農業振興については、新規就農の支援策とともに農家所得の向上策に取り組まれたい。

5、観光振興については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴った観光客の増加、インバウンドの回復傾向を受け、閑散期の対策やSNSでの発信強化の施策を講じられたい。

以上、報告申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております7件の認定案件は、決算審査特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

認定第1号、令和5年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和5年度平泉町下水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和5年度平泉町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第10、議案第37号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第37号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書14ページをお開きください。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の整備を図るものであります。

参考資料の1ページ、議案第37号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして、改正の内容についてご説明いたします。

第9条中、第9項を第5項に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものであります。

第9項を第5項への改正は、国民健康保険法の改正による項番の繰上げでありまして、また、被保険者証が廃止になることで、条例にある被保険者証の返還が生じなくなるため、その文言を削除するものであります。

附則として、この条例は令和6年12月2日から施行しようとするものでございます。

また、経過措置として、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとなります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第38号、駐車場施設整備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書15ページでございます。

議案第38号、駐車場施設整備基金条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、基金の充当目的の拡充に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料の2ページ、議案第38号参考資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、条例の名称であります、「駐車場施設整備基金条例」を「町営駐車場施設整備基金条例」に改め、対象施設を明確にするものでございます。

次に、第1条、「平泉町町営駐車場整備事業費」を「平泉町町営駐車場の整備及び修繕等の事業に要する経費」に改め、修繕等の維持管理にも充当できるようにするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、議案書16ページ、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の4ページをお開き願います。

まず、平泉町立小中学校電子黒板の購入についてでございます。

本事業の目的についてでございますが、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、町内各小中学校に電子黒板を導入し、児童生徒の情報活用力の育成、Society5.0時代の教育を支える学習環境の整備を一層進め、1人1台端末のさらなる効果的利活用と学習効率の向上を目的

としているものでございます。

電子黒板の整備内容につきましては、平泉小学校に11台、長島小学校に6台、平泉中学校に6台としており、各学校の普通教室に1台ずつ導入することとしてございます。

5番の機器及びソフトウェアの仕様、数量についてですが、参考資料の6ページをお開き願います。

導入する機器等の仕様につきましては、別紙1、機器仕様書の記載のとおりとなりますが、主な仕様につきましては、本体、画面サイズ65型、解像度4K、3,840掛ける2,160、表示色約10.7億色、輝度500カンデラ米平方メートル、コントラスト比4,000対1となっており、また、動作OSは、当町において導入している各学校1人1台端末、iPadOSを含んだ5つのOSとなっております。

その他といたしまして、教室内外の移動を可能とするため、移動スタンドをメーカー純正の昇降機能付スタンドとしてございます。

数量についてです。

参考資料の7ページをお開き願います。

数量につきましては、別紙に学校別機器等数量表記載のとおり、65インチ液晶ディスプレイ一体型電子黒板、昇降式スタンド、それぞれ平泉小学校に11台、長島小学校に6台、平泉中学校に6台、計23台となっております。

参考資料の4ページにお戻りください。

6番のソフトウェアの納入及び設定についてでございますが、付属の専用ソフトウェアは、当町において導入しております各学校1人1台端末のiPadOSに対応することなどとしてございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

7番の機器の設定についてでございますが、電子黒板のネットワーク設定を行い、各校内の通信ネットワークに無線接続できることなどとしてございます。

8、保証についてでございますが、納品された機器等の瑕疵及び正常な状態で発生した故障については、検収後1年間は納入業者が無償で修理、修復、同機種での交換をすることなどとしてございます。

9番の履行期限につきましては、令和6年12月20日としております。

その他、完成図書、保守体制等につきましても記載してございます。

なお、小中学校への電子黒板を導入することによりまして、表示した内容を拡大したりアニメーションを表示したりするなど、視覚に訴えた授業展開や書いたデータを残すことで、簡単に以前の内容を振り返ることができたり、児童生徒の1人1台端末の画面を電子黒板に映し出したり、逆に電子黒板の画面を児童生徒の1人1台端末の画面に表示したりするなど、双方向の授業を行うことができるなど、児童生徒の学習意欲を高め、より広角的な学びを実現していくことが期待されるものと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

以前に、このデジタル黒板というのは予算要求してあったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今年度予算要求したということで、以前からということではございません。今年度ということでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

目的にもありますけれども、このデジタル構想の交付金があるからと、だから買うのだということでもよろしいですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今回、デジタル田園都市国家構想の交付金といったようなものを活用しながら、文部科学省でも掲げてございますGIGAスクール構想に基づきまして、各学校に電子黒板を導入するというようなことで、各学校におけるICT化を図っていくというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

予算が国の補助がつくからということでいいのですよね。

実際、使用頻度はどのぐらいを想定しているのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

こちらの使用頻度につきましては、各普通教室にそれぞれ1台というようなことで、毎日使用していただくというような形で想定してございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

分からないのですが、週に何日とか、教科もいろいろあるわけですがけれども、時間的にはどのぐらい使用するものなのですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

使用頻度の時間的なというようなことで、電子黒板につきましては、いろいろなデジタル教材等を活用しながら、今の黒板と併用しながら活用していくというような形になりますので、授業によっては使う時間がいろいろございます。教育委員会では、各クラスの授業内容に合わせて毎日使用していただくというような形で想定してございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私は、デジタル化なり、新しい取り組み自体は否定するものではありません。

ただ、国の予算がついたからと、そういうことで導入するのはどうかなとまず思う。

それから、何よりもいわゆるデジタル化、今、端末も子供たちが持っている。小さい子供たちの影響というのは大きいということを以前質問したことありました。注意してほしいのは、時間がどうなのか、今後、使い始め、そして増えていくという心配があるわけです。

中野珠実さんといって、大阪大学大学院の脳の先生いわく、コロナ禍でマスクをしたり、あるいはいろんな行事に参加できなかったということもあったらと話聞いて、なるほどなと思ったわけです。中野教授は、目は口ほどに物を言うという昔からあったのですが、要は人間の目というのは、白目があって、同じサルの仲間でもどこを見ているか分かる、人間は。つまり目で会話をするのだという話をされているのです。こういったデジタル化で、黒板だったら、多色ではないのです。ところが、こういったデジタル機器だと、カラーで見やすくには確かになるのです。そして、先生のほうを見ないということです。タブレットを見ているか、デジタル黒板を見るかということです。ということは、先生との本当の教育の本質というのでしょうか、そこからずれる心配がすごくあるわけです。

そういった点で、この本を読んで非常に心配なわけです。この本を読めばいいというふうには言いませんけれども、予算通るのかもしれないけれども、よく注意しないといけないなということなのですが、そういう点ではいかに考えるか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今回の電子黒板の導入によって、従来の教育、授業の内容が変わってくるかどうかというようなところもございますが、電子黒板の導入につきましては、あくまでも先生方の指導力であ

ったり、教材等の工夫によって、より効果的な学習を支援していくツールでございます。

先生方は、電子黒板の特性を生かしながら、従来の授業と電子黒板を効果的に組み合わせて行うことで、より効果的などいいますか、魅力的な授業を行えるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

先ほど来、請願の議論もありましたけれども、いずれ現場の教職員の皆さんが負担にならないような、そういった配慮もしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

議 長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

日程第13、議案第40号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第40号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書17ページをお開きください。

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係市町村の処理する事務を変更するほか、負担金の算定に係る基準日を変更しようとするもので、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく協議に関し、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の8ページ、議案第40号参考資料をお開き願います。

新旧対照表によりまして、改正の内容についてご説明いたします。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に、別表第2備考中「当該年度」を「前年度」に、「10月1日」を「9月30日」に改めるものであります。

附則として、この規約は、令和6年12月2日から施行しようとするものでございます。

また、経過措置として、変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、令和7年度以後の年度分の関係市町村の負担金に適用し、令和6年度以前の年度分の関係市町村の負担金につきましては、なお従前の例によることとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

議 長（高橋拓生君）

日程第14、議案第41号、令和5年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議案書19ページをお開きください。

議案第41号、令和5年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において、利益の処分を行う場合は、地方公営企業法同第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決をへて行わなければならないと定められておりますことから、令和5年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものでございます。

令和5年度平泉町水道事業会計決算書の291ページをお開きください。

291ページ、下段、令和5年度平泉町水道事業剰余金処分計算書案により御説明いたします。

表の右、上段、未処分利益剰余金の当年度末残高1,249万4,000円のうち、200万円を企業債の償還財源に充てるため減債積立金に、700万円を今後予定している水道施設の更新費用に充てるため建設改良積立金にそれぞれ積立し、処分後の残額349万4,000円については次年度に繰越しし、決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第15、議案第42号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書21ページをお開き願います。

議案第42号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

22ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税2,378万3,000円の減、1 項町民税2,315万円の減、これは現年課税分でございます。

2 項固定資産税、63万3,000円の減、これは現年課税分でございます。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金2,744万4,000円、これは減収補填特例交付金でございます。

10 款地方交付税、1 項地方交付税1,746万8,000円、これは普通交付税でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金7,000円。

14 款国庫支出金649万3,000円、1 項国庫負担金183万2,000円、これは子どものための教育・保育給付交付金でございます。2 項国庫補助金466万1,000円、これには物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金422万7,000円が含まれております。

15 款県支出金896万2,000円、1 項県負担金101万1,000円、これは子どものための教育保育給付費負担金でございます。2 項県補助金18万3,000円、3 項委託金776万8,000円、これは参議院議員補欠選挙委託金でございます。

18 款繰入金6,087万3,000円の減、1 項特別会計繰入金100万円、これは町営駐車場特別会計繰入金でございます。2 項基金繰入金6,187万3,000円の減、これには財政調整基金繰入金6,337万3,000円の減額が含まれております。

19 款繰越金、1 項繰越金1 億9,903万9,000円、これは前年度繰越金でございます。

20 款諸収入、5 項雑入827万5,000円、これには日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金400万円の減額、新型コロナ定期接種ワクチン確保助成金1,203万5,000円が含まれております。

21 款町債、23 ページでございます。1 項町債410万円の減、これは臨時財政対策債でございます。

歳入合計補正額1 億7,893万2,000円でございます。

次に、24ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費75万5,000円の減。

2 款総務費 1 億1,952万6,000円、1 項総務管理費 1 億140万6,000円、これには財政調整基金積立金9,952万1,000円が含まれております。2 項徴税費806万3,000円、これには過誤納税返還金641万円、還付加算金等98万5,000円が含まれております。3 項戸籍住民基本台帳費167万3,000円、4 項選挙費776万8,000円、これは参議院議員補欠選挙費でございます。5 項統計調査費61万6,000円。

3 款民生費892万9,000円、1 項社会福祉費525万1,000円、これには定額減税補足給付金402万円が含まれております。2 項児童福祉費367万8,000円、これには他市町村措置依頼児童委託費286万円が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費1,372万7,000円、これには個別予防接種委託料1,203万5,000円が含まれております。

6 款農林水産業費993万9,000円、1 項農業費930万8,000円、これには6 次産業化促進支援事業補助金350万円、農業用施設維持工事費地域課題事業分500万円が含まれております。2 項林業費63万1,000円。

7 款商工費、1 項商工費327万9,000円の減、これには起業・事業承継支援事業費補助金100万円、会計年度任用職員報酬国際交流員分353万円の減額が含まれております。

8 款土木費390万8,000円、2 項道路橋梁費118万2,000円、3 項河川費162万6,000円、これには護岸補修等工事費161万7,000円が含まれております。5 項住宅費110万円。

10 款教育費2,513万円、1 項教育総務費77万円。

25ページでございます。2 項小学校費75万3,000円、3 項中学校費53万2,000円、5 項社会教育費31万9,000円、6 項保健体育費2,275万6,000円、これは長島球場スコアボード改修工事費でございます。

14 款予備費180万7,000円。

歳出合計補正額 1 億7,893万2,000円でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございます。起債の目的、臨時財政対策債につきまして、変更前の限度額1,100万円を変更後の限度額690万円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後に変わりはありません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

35ページでございます。

過誤納税の返還について伺いたいと思います。

質問は、昨年11月に分かったということだったと思います。今、9月までだとしても9か月かかったということで、なぜそんなにかかったのかということです。早速新聞報道され、私のところにも電話が来まして、町民の方からも質問されました。私は申告の時期だし、年が明けると岸田政権の定額減税があって、そういう中で大変だったと思うという答えはしましたが、566筆でしたか、そういう点で事務量も多かったんだろうというふうには理解しましたが、その辺について質問したいと思います。

議 長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

固定資産税、鉄軌道用地、鉱泉地につきまして、長年の事務処理の誤りにより、課税誤りがございました。納税者の方々には多大な御迷惑をおかけし、また、税務行政への信頼を損なうということになりましたこと、まずもって深くおわび申し上げたいというふうに思っております。

今回の鉄軌道用地に係る課税誤りにつきましては、平成12年度評価替え以降、鉄軌道用地の隣接土地の宅地下落分を見込まずに計算をしていたため、負担水準及び課税標準額が正しく算定されず課税誤りが発生したものでございます。

まず、経過を申し上げます。先ほど議員のほうからお話ございましたように、昨年11月に鉄軌道用地の単価が平成9年以降変動していないということが分かり、単価が変わらないことが適正なのかどうかというところで確認が必要というような判断をしております。

12月に入りまして、過去の評価替えの資料を確認し、平成12年以降、鉄軌道用地の単価の見直しを行っていないということが分かりました。それから、3月までの間につきましては、令和6年度の固定資産税の評価替え業務、それから、申告業務と平行しながら平成12年度から令和5年度までの評価替えの資料、課税台帳などの確認をさせていただいております。

4月に入りまして、令和6年度の評価替えに伴います、ほかの納税者の皆様からのお問合せの対応と平行しながら、各年度の評価基準の確認、制度の確認を行っております。

なお、税務課の組織目標を諸税の適正課税とし、特に固定資産税、鉄軌道用地、鉱泉地の課税調査を掲げまして取り組みを始めたところでございます。

令和6年5月から平成9年度基準年度評価替え時点の鉄軌道用地の単価計算を検証し、令和6年度課税台帳との検証を行うとともに、過去に遡って評価基準の確認及び一筆ごとに再計算を行いました。

鉄軌道用地につきましては、566筆ございますので、隣接土地については両側ということになりますので、1,132筆というところで、そちらを対象として調査を行っております。

平成12年度から平成14年度までは課税対象の確認ができないことから、平成16年度から令和

6年度まで21年分の隣接土地の移動や鉄軌道用地の移動を確認し、制度の改正などを踏まえて課税収税額を計算することから、所要の時間が要したというようなどころでございます。

また、4月から再任用職員ではございますが、職員が1名減となった体制の中で、定額減税や補足給付金、調整給付金の事務も平行して行っておりましたので、8月に全ての筆の更正額の税額を計算し終わり、課税額を確認し、今9月会議において補正予算の計上となったところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8番、高橋議員。

8番（高橋伸二君）

47ページの長島球場スコアボード改修工事費に関わってお伺いをいたします。

令和6年度予算の審議、それから、今日認定されました令和5年度決算審議の中においても、防災行政無線の難聴地域の解消に向けてどのように取り組むのかと、このことが議論をされたわけであります。

言うまでもないことではございますが、人命という何ものにも代えることのできない財産を守るということは、昨今の異常気象の下で多発している大変な自然災害の下で、その住民の命を守る行政の責任というのが極めて大切であり問われているというふうに思います。

そこで、令和6年度予算の審議でも私もお話をしましたが、決算の認定審査の中でも同僚議員が発言をしていますが、いまだ防災行政無線が聞き取れない、あるいは聞こえない、そういう箇所が存在していることは、町側としても認めているわけです。したがって、長島球場のスコアボードの改修やめろというお話を言うものではありません。スコアボードの改修に2,200万円も投入をしてすぐにやる必要があるのか。では、住民の生命、財産を守るために早急にやらなければならない対策をどうするのか。このことを私は町の考え方を伺ってみたいと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今、議員からご質問がありました防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機の受信状況が思わしくないといったようなところが、いまだにあるというようなことにつきましてですけども、こちらにつきましては調査を行っており、引き続きダイポールアンテナの設置等で受信状況が改善されるというふうなところを確認しており、今後もそのようなダイポールアンテナの設置、あるいは戸別受信機の住宅、宅地内での位置を変えることによって受信ができるようなケースもございまして、そこは併せまして、防災行政無線の新たな設置も含めて、促進も含めて対応を考えております。その対応でなおかつ受信ができないというところが明らかになれば、次の段階として次の対応を考える必要があるということでございますので、現在はそ

ういう戸別の受信状況に対応して、今、順次、アンテナ工事等を行い、受信ができるように改善を行っているというふうな認識でございます。

したがいまして、球場に対する投資といいますか、大型事業、あるいは老朽化している施設の対応とは別に、検討しなければ駄目だということ、そのことについては強く認識はしております。住民の生命財産を守るための戸別受信機の重要性というのは、防災の取り組みを進めていく中で重要であるということは認識してございますので、そこは申し上げておきます。

よろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

やっぱり視点がずれているというふうに思うのです。前回のこの防災行政無線の関係で、私とやり取りをした記録をひもといてみてください。今の課長の答弁でいうと、アンテナの受信がなかなかうまくいかないところにはアンテナの設置をしますと。そのアンテナを設置をしても受信できていないというのが14区の一部にあるわけです。あるいは15区の一部にもあるわけです。現在でもあるのです。課長は調べないから、今、首振っているけれども、現にあるの。だから私も前回の質問の際に、14区の中のこういうところで受信できていないというところあるけれどもどうするのとしゃべったではないですか。だから、その現状認識がまず違うということ。

それから、受信機を屋内の設置場所を変えることによって受信できるなんていうのは、外部アンテナを接続しても受信できないということで、内臓アンテナで幾ら設置位置を変えたって受信できないのです。アンテナから電波が入ってくるのだから。だから現状認識が違う。

そこで、いわゆる長島球場のスコアボードの取扱いとは、また別の角度で、サイドで取り組むということですから、お願いしたいのですが、電波の発信する場所、西行桜の森から発信されている電波は2波あります。そして、その2波とも送信出力が違いますよね。それによって受信機も違うのが設置されているところがあるのだけれども、そのことについて、この14区などで不感地帯あるいは難聴地帯というところに対応をさせましたか。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今の現状のお話ですけれども、先ほど申し上げたとおり、調査を行い受信ができないということに関しましては、解消をその都度行っているという認識でございました。確かに今も受信が思わしくないという方も出てきている。当初はよかったけれども、最近受信があまり思わしくないなので調べてほしいといったような要請に対して、個別に対応しております。もう一度、この件に関しましては、それぞれ14区、15区ともに行政区長にも協力を求めながら、受信状況が思わしくないところについて、いろいろと調査に協力もいただきながら取り進めてきております。その辺は認識が違うようなこともございますが、これについては、いずれ重要性を

認識しておりまして、再度、本当に受信ができていない状況があればそこに対応していくというふうなところを、今、考えてございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ここが、今日の補正予算の本題ではありませんからこれ以上言いませんが、少なくとも工事の契約業者との間で交わした仕様書から見れば、もう瑕疵担保時間は過ぎているわけです。そうすると、町の責任でもってその不具合を解消しなければならないということがあるわけです。特にも言われております14区、15区というのは、地滑り危険地帯が散在をしているわけです。そういうところで、昨今のような大雨、集中豪雨などがあれば、そこに住んでいる住民の皆さんは心配をするわけです。ですから、後で個別にこういう対応を取ってくださいと、取れるではないですかという話をさせてください。それでどうですか、受けてくれますか、その話を。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

根本的に不安定な状況の解消ということは必要であるというふうな認識でございますので、まずは地域の皆様にそういうご迷惑をおかけてしているという状況を十分に認識してございまして、できる限り改善といたしますか、そういう緊急時に防災行政無線が視聴できなというか、情報が伝わらないような状況を避けるということ、まず第一義に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

42ページの観光振興費ですが、先ほど説明の中にもありましたが、国際交流員が当初予算で報酬あるいは共済費、それから負担金、そういったところを計上してあったわけですが、これが減額になっています。計画の中で、インバウンドの回復とかそういった中で、今後の見通しといたしますか、その理由についてお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まず、国際交流員につきましては、観光費振興費の報酬、共済費、旅費、負担金等、今回減額しているものでございます。

中国から来た国際交流員が4月9日をもって、1年間で退任したということでございます。本来制度上、1年単位でありますけれども、継続で5年間できるという制度でございますけれども、1年という実績でございましたので今回減額しますが、今後、インバウンド需要という

のはどんどん増えてきますので、当課としても、今後国際交流員の配置については検討をしたいというふうに考えております。

その派遣元のJETプログラム、外国青年招致事業で、おととい連絡が来ましたので、どういった国の方々が派遣を望んでいるか、そういうマッチングも含めて、関係課も含めて検討して、新年度に対応できるように今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最近、観光も回復して、アジア系、韓国、台湾もそうなのですけれども、欧米の方たちも結構増えてきている。そういったところで、国際交流員という本当にいい制度だということで始まったわけですので、やはり前向きに今後考えていただきたいと思います。

もう一点、質問をいたします。

45ページ、教育費の中の学校管理費委託料の中に、ネットワークアセスメント実施委託料ということで、小学校費、中学校費の中に入っておりますけれども、この内容についてお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

45ページの教育管理費の委託料のネットワークアセスメント実施委託料は、小学校費及び中学校費にもございます。こちらにつきましては、歳入は29ページの教育費国庫補助金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金というものを活用しながら実施するわけでございます。内容につきましては、1人1台端末の利活用をさらに進める上で課題となっておりまして、ネットワークの遅延であったり、不具合を早急に解消することを目的として、今後想定されますデジタル教科書であったり、デジタル教材の利活用がまず本格化してくるというようなところから、各学校におきましては、大容量の通信料が発生してくることが想定されるといったようなことから、現状の各学校におけるネットワークの速度等の分析、診断をすることで、そのネットワーク環境につきまして、現状の問題点や改善点をそれぞれ把握することにより、最適な通信ネットワーク環境の実現を目指していくというようなものでございます。

文部科学省から補助もありまして、補助割合が3分の1補助で、1校当たり100万円の限度がございまして、そちらを活用して、当町におきましては、業者をお願いしたアセスメント評価を一度も実施していないというような状況もございまして、文部科学省では、一度も実施していない自治体は、少なくとも一度はそういうアセスメントを実施するといったようなことを強く推進をしているというようなところから、今回、各学校におきまして、ネットワークアセスメントの委託をお願いするというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子委員。

11番（升沢博子君）

実際に今回実施している学校もあって、当町においては実施していなかったことで実施するという事なのではないでしょうか。

中身についてですが、ルーターの通信速度、あるいは校内LANとかWi-Fiとか、そういったところについて、現時点で何か不具合が、今、現実にあるのかないのか、その辺をお聞きします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

ネットワークに関しまして、現状、不具合が発生しているのかというご質問ですが、各教室等におきまして、実際に1人1台端末を授業等で活用いただいておりますが、そういった各授業等において不具合が生じたといったような報告はございません。体育館で、例えば中学校の生徒集会とかといったときに、全校生徒が一度にタブレットでアクセスしたりすると遅延等が発生するといった状況があると報告はございます。そういった以外に限っては、特に問題はないというようなところでは認識してはございますが、各学校の児童生徒の人数の規模によって、ある程度の速度がなければならないといった指標みたいなのがございますので、そちらを基に評価後に、速度に足りていないというような状況であれば、改善点等につきまして、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

2番、千葉多嘉男です。

42ページの商工費でございます。18節の負担金補助金及び交付金の中で、特産品開発支援事業補助金が50万円、起業・事業承継支援事業費補助金100万円とそれぞれ増額となっておりますが、恐らくこの事業を使う方が多いから今回増額としていると思いますが、詳しい増額理由をお願いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

商工業振興費の負担金補助及び交付金の補正でございますけれども、まず特産品開発支援事業補助金50万円でございますが、これにつきましては、今年度まだ実績ないのですが、今、2件ほど相談を受けておまして、この議決後、申請をしていただいて交付予定が2件ございます。

次の起業・事業承継支援事業費補助金でございますが、これにつきましては、今年度3件ございます。サービス業2件、建設業1件の3件支給実績ございますが、さらにもう1件、申請に向けて、準備をしているというようなところでございます。地域おこし協力隊とか、スパルタキャンプの受講生がどんどん平泉町に移住して来て、こういった起業をしているというのが主な要因というか実績になっておりますので、これについては、町としても積極的に予算措置をして支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

特産品開発の関係ですけれども、これは継続事業だと思っておりますけれども、今まで商品化なった特産品はあったのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今年度についてはまだこれからであり、1件予定しております。これまでですと令和元年度に1件、令和2年度も1件、令和3年度にも1件ございまして、それぞれ40万円から50万円の補助金を交付しております。令和4、令和5につきましてはゼロということでありまして、令和6年度は先ほど答弁したとおり2件の相談がございます。

この内容につきましては、新たな特産品の開発及び販売を促進する事業に要する経費ということで、対象経費の2分の1で上限が50万円となります。その商品名に平泉という名前、冠をつけていただくというのが条件になりますので、いろんな特産品の開発に関する経費ですとか、商品パッケージの制作に要する経費等々、それらに補助をしているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

分かりました。質問は、今までその事業を使って商品化になったものはありますかということです。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

この補助を使つての商品の実績というのも当然でございます。個別にどの商品というのは申し上げられませんが、令和2年、令和3年、いろいろ補助出してやってもらっていますし、商品開発に至った分もでございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

起業・事業承継支援事業ですけれども、今年からの新規事業だと思うのですけれども、事業内容についてお知らせ願いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

起業・事業承継支援事業補助金でございますが、町内において起業する方、町内事業者に事業承継を受ける方を対象に補助金を交付するものでございます。

起業・事業承継に伴っているいろんな経費が発生するわけでありましたが、その対象経費の2分の1で上限が50万円ということになっております。ただし、対象者がUターン、Iターン、Jターンの方の場合には、上限100万円ということで2倍支給しております。対象経費につきましては、事業に必要な設備、更新も含む設備費、登記に要する経費等々、広告宣伝に要する経費等でございますが、そういった対象経費に補助金を交付するものでございます。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

先ほどの千葉多嘉男議員からの質問に対し、菊地観光商工課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

先ほど千葉多嘉男議員からの質問に対して、不足する部分がありましたので、改めて答弁をさせていただきます。

まず、特産品開発支援事業補助金の交付件数は答弁したのですけれども、商品名ということでございましたので答弁いたします。

まず、令和元年の1件につきましては、どぶろくの「どぶろくのよらく」これが商品開発になっております。あと令和2年度の1件につきましては、平泉かをりプロジェクトの「文香」「名刺香」が商品化となっております。令和3年度につきましては、アグリワイン「Ora」が商品化となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

それでは、午前中に引き続き一般会計補正予算の質疑を行います。千葉多嘉男議員、お願い

いたします。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、47ページの10款教育費の長島球場スコアボードの改修工事でございますが、当初予算が4,900万円に対して補正額が2,200万円、金額的に大きい補正額でございますが、その補正の理由をお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

長島球場のスコアボードの改修工事費につきましては、当初予算額につきましては、スコアボード自体の当初予算額は、3,000万円です。当初予算額の算定時におきましては、11月頃からいろいろ見積書等を徴取しながらスコアボードの工事費について積算してきたわけですが、積算する際には詳細な設計を行っていなかったというようなことで、12月補正におきましてその実績の分も補正予算というような形で予算計上し、1月から3月にかけてスコアボードの工事費の実績を行ったところでございます。

それで当初予算の算定時におきましては、先ほども申したとおり、設計を行ってなかったというようなところから正確な工事費を算出することがまず困難だったということでございまして、業者等から見積りを徴取いたしまして、その額を基に、新年度予算のところで積算してきたわけですが、その際にスコアボードの改修の内容であったり、他市町村のこれまでの事例等を参考にしながら、費用の削減等の可能性などいろいろ検討いたしまして、総合的に判断して予算額を3,000万円と判断したというようなところでございます。

その後の実施設計が3月に完了したというようなところで、その実施設計の結果、工事費が5,275万6,000円となりましたので、今回の補正でその差額分について要求したというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

この改修工事、工事費で7,200万円だと思うのですが、これから発注した場合に、3月までその工事が完成するかどうか確認します。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

スコアボードの改修工事期間につきましては、6か月間程度を見込んでいます。工場でスコアボード自体は製造いたしまして、球場で実際に工事する期間については大体1か月ぐらいになるので、大体3月中は使用ができないのではないかなと考えているというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

分かりました。

あと、財源の内訳ですが、特定財源400万円の減となっておりますが、この減の理由教えてください。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

スコアボードの改修工事につきましては、こちらはt o t o助成を活用しながらということで、当初予算では2,000万円と申請していたわけですが、1,600万円の交付決定の通知があったため、400万円の減額となったというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3場（大友仁子君）

初めに、41ページの6次産業化促進支援事業補助金350万円ですが、具体的な内容をお知らせください。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

41ページの6款の18節6次産業化促進支援事業補助金350万円ですけれども、こちらにつきましては、地域おこし協力隊の方が中心となりまして、町内の農家の方々合計で7名でグループをつくりまして、その方々が作った農産物を使ったカフェを開業するというような予定でございます。町内の空き家、空き店舗を活用してのカフェの開業になりますので、そのカフェになる店舗の内装の改修、それから備品等の購入、そちらのほうに使われます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

そのカフェはどこにできるのですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

踏切の近くの前の民家というところです。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

私、その場所分かりますが、かなり老朽化していて、中を改装するにはすごい多額のお金もかかるし、衛生面から見ても大丈夫なのかなと思うのですが、その辺いかがですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

その辺も含みまして、需用費が大体508万円ほどかかるというようなところでございます。保健所の許可が必要になってきますので、それに対応した施設になるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

それはいつ頃着工するのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

今回の補正予算で議決いただきました後に、その団体から補助金の申請が出てきます。直ちに交付決定を行ってすぐ着工という形になりますけれども、完成につきましては、年度内の完成、3月31日までの完成というのが条件となっておりますので、それまでには完成するものというふうに見ております。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

その通りは商店もないので、すごくいいと思います。

次に、先ほど来言われていました長島球場のスコアボードの件なのですが、年間通しての使用頻度はどのようになっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

長島球場の使用頻度といったようなところでございますが、長島球場につきましては、平成2年から34年間にわたり、町民のスポーツ活動の拠点として使用されてきているところでございます。

内容につきましては、野球の練習はもちろんのこと、町主催でやっております壮年ソフトボ

ール大会や町内野球大会、あとは少年野球等の各種大会が開催されています。使用頻度といたしましては、その練習等を含めると70から80件ぐらいというようなことで、コロナ時期におきましては若干使用割合は下がっておりますが、これまでのトータル平均いたしますと年間70から80件という状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

長島球場に女性トイレがないのですが、その辺はどう考えていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

長島球場に女子トイレがないのではないかとということですが、女子トイレにつきましては、一応奥のほうに整備はしてございます。ただし大分老朽化しているというようなところで、なかなか使用しづらいというようなところはあるのかなとは認識してございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

34ページの2款総務費の1項総務管理費の7目交通安全対策費の18節負担金補助及び交付金の中の後付け急発進等抑制装置設置補助金、その9万円の内訳というか、内容お示してください。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

34ページの7目の交通安全対策費18節の負担金補助及び交付金でございます。後付け急発進等抑制装置設置補助金でございますが、今回補正させていただいた額が3件掛ける3万円の9万円ということでした。それで、今までの実績申し上げますと、2件ということで5万2,000円の支出というようなところで来てございまして、下半期、そういった部分の申請に備えての補正というような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

あまりいないようですけども、設置する人が少ないのか、それとも周知が少ないのか、ど

ういうふうに考えていますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

令和5年度につきましては1件でございました。令和6年度に入りまして、上半期で2件というようなところがございますが、引き続き広報と周知を図りながら事業の活用を促していきたいと考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第16、議案第43号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第43号、令和6年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の56ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、6款繰入金、2項基金繰入金21万1,000円、財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額21万1,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費14万4,000円、1項総務管理費10万7,000円、一般管理費の増額でございます。2項徴税費3万7,000円、通信運搬費の増額でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費6万7,000円、講師謝金の増額でございます。

歳出合計補正額21万1,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第17、議案第44号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第44号、令和6年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の62ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金89万9,000円、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額89万9,000円の増額でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金89万9,000円、

保険料の増額でございます。

歳出合計補正額89万9,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第18、議案第45号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第45号、令和6年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の68ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金53万9,000円、一般会計繰入金の増額でございます。

3款繰越金、1項繰越金214万9,000円、前年度繰越金の増額でございます。

4款諸収入、2項雑入6万3,000円、雑入の増額でございます。

歳入合計補正額275万1,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費275万1,000円、燃料費、修繕料及び清掃委託料の増額で

ございます。

歳出合計補正額275万1,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

71ページの修繕料98万3,000円あるのですが、これはどこを修繕したのでしょうか。しようとしているのか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

71ページ、10節需用費の修繕料というところでございます。今回補正で上げさせていただいたところは、温泉の機械室の中の水道のバルブの交換と貯湯槽の逆止弁の交換、それからシャワー用のヘッダー交換等でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第19、議案第46号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書73ページをお開きください。

議案第46号、令和6年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、74ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきますけれども、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

3款繰越金、1項繰越金435万2,000円、これは前年度繰越金の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金37万5,000円の減、これは一般会計繰入金の減額によるものでございます。

歳入合計補正額397万7,000円となります。

続きまして、75ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費297万7,000円、これには修繕料150万円のほか、除雪費等の委託料144万円が含まれております。

2款繰出金、1項繰出金100万円、これは一般会計の繰出金であります。

歳出合計補正額397万7,000円となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第20、議案第47号及び日程第21、議案第48号の条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

初めに、本9月会議において追加提案として条例改正案並びに一般会計補正予算案をご審議いただくこととなりました理由について申し述べさせていただきます。

今般、職員の事務処理の未熟さやチェック機能の欠如を原因として、平成18年度以降、長年にわたり鉄軌道用地及び鉱泉地の固定資産税について課税誤りが生じていたことにより、町民の皆様、関係者の皆様に行政に対する多大な不信感をもたらせたことから、町長、副町長の監督責任を明らかにするため、町長の給料については、令和6年10月及び11月の2月分を10%減額、副町長の給料については、令和6年10月、11月の2月分を5%減額しようとするものでございます。

今回の事態を重く受け止め、議員各位並びに町民の皆様に対し改めておわびを申し上げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

今後は、再発防止策として、事務処理マニュアルの作成、職員研修の充実など、事務処理手順の再確認を行い、改めてチェック体制の見直しにより適正な事務執行に努めるとともに、信頼回復に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。大変申し訳ございません。

それでは、追加議案となります条例案件1件、補正予算案件1件、合計2件につきましてご説明をいたします。

初めに、条例案件1件につきましてご説明いたします。

議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第47号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、町長及び副町長の給料を2月間減額して支給しようとするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件1件につきましてご説明をいたします。

議案書その2の5ページをお開き願います。

議案第48号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和6年度平泉町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,064万1,000円としようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第47号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第47号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案第47号参考資料をご覧ください。

平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をいたします。

本改正条例につきましては、制定附則に暫定措置を講ずるため、第16項を追加いたしまして、町長及び副町長の給料について、令和6年10月1日から同年11月30日までの2か月間、現行の給料月額から、町長にあっては100分の10を乗じて得た額を減じた額とし、副町長にあっては100分の5を乗じて得た額を減じた額で支給しようとするものでございます。

減額後の給料月額につきましては、町長にあっては61万5,600円、副町長にあっては53万2,950円となります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第5号）について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書その2の5ページをお開き願います。

議案第48号、令和6年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、議案第47号の改正条例による特別職の給料の減額措置に伴い提案させていただくものでございます。

6ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金19万2,000円の減、これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額19万2,000円の減でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費19万2,000円の減、これは特別職給料でございます。

歳出合計補正額19万2,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第22、同意第4号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その3の3ページをお開き願います。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉義信。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、千葉義信委員が令和6年10月13日をもって任期満了となりますことから、引き続き千葉義信氏を教育委員として任命したいので、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、提案をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第4号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第23、諮問第3号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その3の4ページをお開き願います。

諮問第3号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

氏名、瀧澤エイ子。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、瀧澤エイ子委員が令和6年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き瀧澤エイ子氏を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、諮問第3号は原案の異議のないことを答申することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第24、発議第13号、議員による県外研修視察の実施についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

発議第13号でございます。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、千葉勝男でございます。

賛成者、高橋伸二、升沢博子、佐藤孝悟、大友仁子、各議員でございます。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

議員による県外研修視察の実施について。

本町議会では、開かれた議会、信頼される議会を目指し、平成28年1月に議会基本条例を制定し、町民の負託に応える取り組みを進めてきた。

本条例では、社会情勢の変化などに対応した議会改革の継続的な取り組みを行い、不断にこの理念向上の充実強化が求められている。そのため、先進自治体を訪問し、今後の議会活動の活性化や本町まちづくりの調査研究をすることも議会に課せられた当面の責務と考える。

佐井村議会では、議会改革の一環として、議会の審議・監視面において機能が十分に行われるよう追跡質問を行っており、追跡質問の実施方法や会議規則等について、紫波町議会では、議員報酬改定のための特別委員会の設置や住民との意見交換、意見聴取について研修し、これからの議会活動に資することとする。

よって、本町議会の活動として、議員全員による研修視察を下記により実施する。

1、実施期日、令和6年10月16日から18日、2泊3日でございます。

2、研修視察地、青森県佐井村、青森県青森市、岩手県紫波町。

3、研修視察目的、議会改革について。

(1) 追跡質問による予算反映への効果。

(2) 追跡質問に伴う例規等の整備。

(3) 議員報酬改定のための特別委員会の設置。

(4) 住民との意見交換、意見聴取等でございます。

ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

発議第14号及び発議第15号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第14号及び発議第15号を日程に追加し、追加日程議題とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第14号、給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

発議第14号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、千葉多嘉男、阿部圭二、氷室裕史。

給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書（案）。

文部科学省が令和5年4月に公表した教員勤務実態調査（速報値）によると、国が定めた上限を超える残業をしていた教員の割合が小学校で64.5%、中学校で77.1%となり、中学校教員の36.6%が過労死ラインを超えて働いているなど、依然として過酷な労働環境に置かれている教員の実態が明らかになりました。

また、病休者の増加や教職員希望者の減少などにより、深刻な教員不足にも陥っています。

昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）では、教員の職務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。

実質的には教職調整額相当以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません。

令和5年5月、文部科学大臣は中央教育審議会に、教員の処遇改善や働き方改革、学校の指導・運営体制の充実等について諮問しているものの、教職調整額の増額だけでは不十分であり

ます。

よって、国においては、教職員の一人一人が子供に十分に向き合える環境を整備するため、下記の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

記

(1) 給特法の廃止及び適正な時間外勤務手当の支給を行うこと。

(2) 文部科学省のできる業務削減を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月19日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

追加日程第2、発議第15号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

発議第15号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、千葉多嘉男、佐藤孝梧、阿部圭二、氷室裕史。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書（案）。

えん罪とは、罪を犯していない人が、犯罪者として法に制裁を受けることです。

再審は、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。それは、各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える構造的な問題にあります。

日本国憲法第13条の下では、無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合には、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、現行の再審制度では、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示や、再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって、再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保障される仕組みになっていません。したがって、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示と、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを制限することは、喫緊の課題となっています。

証拠開示について、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うものとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められています。

また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてそのような主張を行う機会が保障されているものであるから、再審請求手続きの長期化を招く、再審開始決定に対する検察官による不服申立てはできないようにするべきです。

こうした観点から、下記事項が実現されるよう、意見書を提出いたします。

記

(1) 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。

(2) 再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月19日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから発議第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、発議第15号は原案のとおり可決いたしました。

議 長 (高橋拓生君)

以上で、本定例会9月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和6年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時52分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二